

障害福祉計画について

国は、「基本指針」において、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込み量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組みなど、下記の事項について定めるものとする

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項

・市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

・その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

市町村及び都道府県は、国の「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への以降を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする障害福祉計画を策定するものとする

